

長崎県鳥獣保護区等位置図について

1. この図面は、鳥獣保護区・休猟区等の位置と区域を概略で示したものです。区域が明確に判断できないときは、**標識を確認する**とともに、**地元の狩猟者**、または**県の鳥獣行政担当課**へ問合せ、誤りのないようにしてください。
2. 長崎県の鳥獣行政担当課は次のとおりです。

鳥 獣 行 政 担 当 課		所 在 地	電 話 番 号
狩猟関係	長崎県農林部農山村振興課	長崎市尾上町 3－1	095－895－2917
	〃 県央振興局農業企画課	諫早市永昌東町25－8	0957－22－0389
	〃 島原振興局農業企画課	島原市西八幡町8509－2	0957－62－3610
	〃 県北振興局農業企画課	佐世保市吉井町大渡80	0956－41－2033
	〃 五島振興局農業振興普及課	五島市福江町7－1	0959－72－5115
	〃 壱岐振興局農業振興普及課	壱岐市芦辺町国分東触678－7	0920－45－3038
	〃 対馬振興局農業振興普及課	対馬市厳原町宮谷224	0920－52－4011
鳥獣の保護等	長崎県県民生活環境部自然環境課	長崎市尾上町 3－1	095－895－2381
	〃 島原振興局総務課	島原市城内1－1205	0957－63－5036
	〃 県北振興局総務課	佐世保市木場田3－25	0956－22－0374
	〃 五島振興局総務課	五島市福江町7－1	0959－72－4852
	〃 壱岐振興局総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触570	0920－47－1111
	〃 対馬振興局総務課	対馬市厳原町宮谷224	0920－52－1206

関 係 団 体	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 長崎県猟友会	長崎市樺島町 9－13－302	095－822－7213

◎関係法令を守って楽しい狩猟をしましょう。

1. 狩猟鳥獣の種類

鳥類	マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ <u>ヤマドリ</u> （コシジロヤマドリを除く）・ <u>キジ</u> （コウライキジを含む）・コジュケイ・ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）・タシギ・キジバト・ヒヨドリ・ニウナイスズメ・スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワウ 以上26種
獣類	タヌキ・キツネ・ノイヌ・ノネコ・テン（ツシマテンを除く）・イタチ（オスに限る）・シベリアイタチ（対馬市の個体群以外の個体群）・ミンク・アナグマ・アライグマ・ヒグマ・ツキノワグマ・ハクビシン・イノシシ（イノブタを含む）・ニホンジカ・タイワンリス・シマリス・ヌートリア・ユキウサギ・ノウサギ 以上20種

※ヤマドリ（メス）、キジ（メス、亜種のコウライキジを除く）はR9.9.14 まで捕獲禁止

2. 次の狩猟鳥獣は、1日当たりの制限羽頭数をこえて捕獲することはできません。

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1日当たりの捕獲数の上限
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ及びクロガモ	合計して…………… 5 羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計200羽）
エゾライチョウ	2 羽
ヤマドリ及びキジ(コウライキジを含む)	合計して…………… 2 羽
コジュケイ	5 羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して…………… 5 羽
キジバト	10羽
ニホンジカ・イノシシ ※県内全域	オス・メスを問わず無制限

3. 捕獲禁止場所

(1) 鳥獣保護区(及び特別保護地区)……………鳥獣保護区等位置図記載のとおり
(2) 休猟区(特例休猟区)……………同上(ただし、ニホンジカ・イノシシ以外)
(3) 公道
(4) 自然公園法の特別保護地区
(5) 都市計画法の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの
(6) 自然環境保全法の原生自然環境保全地域
(7) 社寺境内
(8) 墓地

4. 銃猟の禁止

(1) 禁止場所 ア. 特定猟具使用禁止区域(銃)……………鳥獣保護区等位置図記載のとおり イ. 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所
(2) 禁止時間 暦による日没後から暦による日の出前まで
(3) 禁止の方向 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車・自動車・船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

5. 猟法の禁止

危険猟法の禁止 爆発物・劇薬・毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（据銃・陥穽その他危険なわなを使用する猟法）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。
猟法の禁止 (1) ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。） (2) 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法 (3) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5 ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法 (4) 構造の一部として3 発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法 (5) 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ・ツキノワグマ・イノシシ（イノブタを含む）及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9 ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法 (6) 空気散弾銃を使用する方法 (7) 同時に31以上のわなを使用する方法 (8) 鳥類の捕獲等をするためわなを使用する方法 (9) ニホンジカ及びイノシシの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの（ただし、長崎県内のニホンジカ及びイノシシを除く。）、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4 ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法 (10) ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法 (11) つりばり又はとりもちを使用する方法 (12) 矢を使用する方法 (13) 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法 (14) キジ笛を使用する方法 (15) ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

6. 狩猟期間

毎 年	11月15日から
翌 年	2 月15日まで
※ただし、長崎県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく第二種特定鳥獣であるニホンジカ及びイノシシに係る長崎県内の狩猟期間は11月15日から翌年 3 月15日まで	

狩猟者登録証の返納は猟期満了後30日以内に！！